

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓摘出の禁止
根拠条例・規則等名		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
条 項		第 20 条第 1 号
所 管 部 課		保健衛生局保健部食肉衛生検査所 (電話：048-851-4100)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、事案ごとの裁量が大きく、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		